

特別管理産業廃棄物処理計画書

2023年6月12日

広島市長

提出者

住所 広島県広島市佐伯区倉重一丁目95番地

氏名 社会医療法人清風会 五日市記念病院

理事長 向田 一敏

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号 082-924-2211

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	五日市記念病院
事業場の所在地	広島県広島市佐伯区倉重一丁目95番地
計画期間	2023年4月1日 ～2024年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事業の種類	医療業
②事業の規模	病床数 180床
③従業員数	377名
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	収集・処分・最終処分を委託しており、受託者は以下の通り 収集運搬業者 株式会社衛生センター 処分業者 株式会社衛生センター 最終処分業者 株式会社環境クリーン

別紙4

(廃棄物処理法-特管理産業廃棄物計画書)

現状：前年度 (2022 年度)実績量
 計画：今年度 (2023 年度)計画量

単位:トン/年

単位:トン/年

	排出抑制に関する事項		自ら行う再生利用に関する事項		自ら行う中間処理に関する事項				自ら行う埋立処分等に関する事項		処理委託に関する事項									
	排出量		自ら再生利用を行う産業廃棄物の量		自ら熱回収を行う産業廃棄物の量		自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量		自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量		全処理委託量		優良認定処理業者への処理委託量		再生利用業者への処理委託量		認定熱回収業者への処理委託量		認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	
	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画
特別管理産業廃棄物の種類																				
廃油																				
廃酸																				
廃アルカリ																				
感染性産業廃棄物	66.405	55									66.405	55	66.405	55						
廃PCB等																				
PCB汚染物																				
PCB処理物																				
特定有害産業廃棄物																				
指定下水汚泥																				
鉱さい																				
炭石粉等																				
燃え殻																				
ばいじん																				
廃油(金属を含むもの)																				
汚泥(金属を含むもの)																				
廃酸(金属を含むもの)																				
廃アルカリ(金属を含むもの)																				
合計	66.405	55	0	0	0	0	0	0	0	0	66.405	55	66.405	55	0	0	0	0	0	0

※上記に分類できない特別管理産業廃棄物がある場合に限り、空欄へその特別管理産業廃棄物の具体的な名称を記入してください。

別紙5(廃棄物処理法-特管産廃処理計画書)

1 特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項(管理体制図等)

添付資料1の通り

2 特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状 (これまでに実施した取組)	特別管理産業廃棄物(感染性廃棄物)と産業廃棄物(廃プラ)の分別を適切に行い排出量を抑制出来るよう、周知を行っている
②計画 (今後実施する予定の取組)	継続して周知を行い、職員の理解を深める

3 特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状 (分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)	分別の種類は添付資料2の通り 各部署に添付資料2を掲示して周知を行っている
②計画 (今後、分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)	分別の種類を増やす予定はない 引き続き周知を行っていく

4 自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状 (これまでに実施した取組)	行っていない
②計画 (今後実施する予定の取組)	実施する予定はない

5 自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状 (これまでに実施した取組)	行っていない
②計画 (今後実施する予定の取組)	実施する予定はない

6 自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

<p>①現状 (これまでに実施した取組)</p>	<p>行っていない</p>
<p>②計画 (今後実施する予定の取組)</p>	<p>実施する予定はない</p>

7 特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

<p>①現状 (これまでに実施した取組)</p>	<p>電子マニフェストの導入 優良認定されている委託先を選定する</p>
<p>②計画 (今後実施する予定の取組)</p>	<p>電子マニフェストのデータを活用して、排出量削減に繋げる</p>

8 電子情報処理組織の使用に関する事項

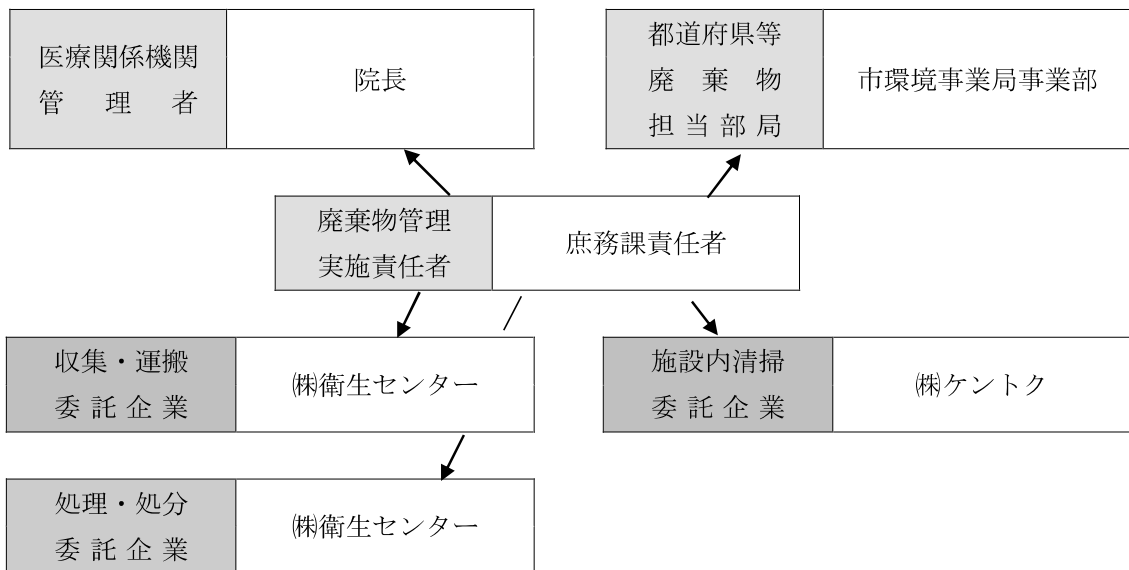
<p>①特別管理産業廃棄物排出量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)</p>	<p>66.405 t</p>
<p>②今後実施する予定の取組等</p>	<p>電子マニフェストのデータを活用して、排出量削減に繋げる</p>

VI：管理責任者に関する事項





- (1) 管理監督責任者は、院長とする。
- (2) 廃棄物管理実施責任者は、事務部 庶務課責任者とする。
- (3) 現場管理実施責任者は、下表のとおり各部署責任者とする。



VII：緊急時の連絡体制に関する事項



ゴミの分別廃棄（医療行為に伴う廃棄物）

	非感染性廃棄物	感染性廃棄物		その他
内容	<p>【血液汚染、感染性 薬液の残留がないもの】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>医療材料や薬剤の包装</u> ・ 点滴ボトル ・ 注射器、アンプル ・ <u>アルコール綿、ガーゼ</u> ・ <u>ディスポ手袋、エプロン</u> ・ ギプス石膏 	<p>【指定の医療廃棄物】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 点滴チューブ類 ・ 血液、感染性排泄物が 付着したおむつ <p>【血液汚染、感染性 薬液残留があるもの】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 点滴ボトル、注射器 ・ アンプル、バイアル ・ アルコール綿、ガーゼ ・ ディスポ手袋、エプロン 	<p>【鋭利な廃棄物】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 注射針 ・ 割れたアンプル、バイアル ・ 注射針回収箱 <p>【造影剤に関わるもの】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 容器のみ個別化して廃棄 <p>* 針などは外す</p> <p>【抗がん剤に関わるもの】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ボトル、ルート全て廃棄 	<ul style="list-style-type: none"> ・ その他
破棄方法	<p>透明ごみ袋に入れて</p> 	 		<p>庶務課連絡</p> 
	『非感染ごみ』置き場へ	『メスキュード』庫へ		